

建設業決算変更届のご案内

行政書士法人スマートサイド



〒112-0002

東京都文京区小石川1-3-23 ル・ビジュー601

行政書士法人 スマートサイド

決算変更届（決算報告）とは

建設業許可業者は

事業年度終了後4か月以内に
許可行政庁（都庁や県庁や国土交通省）に

事業年度が終了した旨の報告
＝「決算変更届（事業年度終了報告とも言います）」
を提出することが義務付けられています。

4か月以内



許可行政庁に



決算変更届の必要書類

必要提出書類

- 1 別紙8 変更届出書
- 2 工事経歴書（許可業種ごと）
- 3 直前3年の各事業年度における工事施工金額
- 4 建設業用財務諸表
- 5 事業報告書
- 6 納税証明書

税理士の先生が作成した
財務諸表を、建設業法用に
作成しなおす必要があります。

決算変更届の提出を怠ると…



決算変更届未提出の場合のペナルティ

決算変更届の提出を怠ると…

建設業許可を更新することができない…

新しい業種で許可を取得することができない…

経営事項審査を受けることができない…

といったデメリットが発生します！

中には、始末書の提出を求められるようなケースも…



決算変更届は、手数料を払いさえすれば、都庁や県庁で自由に閲覧できる書類です。

取引先や御社の顧客が、調査目的で閲覧する可能性もゼロとは言い切れません。

「決算変更届を出していない」「届出事項に不備がある」と“建設業法を順守できていない会社である”ということがバレてしまいます！

行政書士法人スマートサイドは、 御社に代わって 決算変更届の提出を代行いたします

✓ 工事経歴書

事業年度の工事データをもとに、
弊所で工事経歴書を作成します。

✓ 財務諸表

税理士作成の財務諸表を不備なく、
建設業法用に書き換えます。

✓ 納税証明書

御社に代わって、納税証明書を
代理取得いたします。

費用

行政書士報酬として・・・	55.000 円
納税証明書 1 通　・・・	2.200 円
合　計（税込み）　・・・	57.200 円

正本・副本を
1部ずつ
作成し、
都庁や県庁に
提出します。





こんな時にも 変更届が必要になります



- ✓ 本店所在地の変更
- ✓ 取締役の変更
- ✓ 経管、専技の変更
- ✓ 資本金の変更

各種変更届の提出は、建設業許可業者に課せられた法律上の義務です。

「提出漏れ」や「提出期限の徒過」は、建設業法違反にもなりかねません。

コンプライアンスの観点からも「忘れていた」「知らなかった」ということがないように、気を付けましょう。